

(平成24年3月28日報道資料抜粹)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2) 年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	2 件

兵庫国民年金 事案 3039

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成3年4月から4年2月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 30 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 10 月から 60 年 3 月まで
② 平成 3 年 4 月から 4 年 2 月まで

私は、昭和 58 年 8 月頃、知人に国民年金の免除について教えてもらい、その後、毎年、A 市役所本庁又は同市 B 支所の窓口で、夫婦共に免除申請を行っていたのに、夫と異なった記録とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人は、その夫と共に A 市役所又は同市 B 支所の窓口で、国民年金保険料の免除申請を行っていたと主張しているところ、同市によると、申立期間当時の保険料の免除申請書は、同時に 3 人まで記載できたとしており、オンライン記録によると、平成元年度及び 5 年度以降の免除申請は、いずれの年度も夫婦同一日に申請されていることが確認でき、夫婦一緒に免除申請を行っていた状況がうかがえる。

また、国民年金保険料の申請免除は、前年度における世帯員全員の所得額により審査し、申請者全員の承認の可否を判断するとされているところ、申立人の夫については、申立期間②に当たる平成 3 年度の保険料が免除されており、夫婦一緒に免除申請を行っていることを踏まえると、申立人についても承認されていたものとみても不自然ではない。

一方、申立期間①について、国民年金保険料の免除申請を行うためには、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は、昭和 60 年 12 月に払い出されていることが確認できる上、A 市の国民年金収滞納一覧表によると、申立人の氏名は昭和 60 年度から確認できることから、同年

度に申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推認され、当該加入手続の時点において、申立期間は遡及する年度となり、申立人は、申立期間の保険料に係る免除申請を行うことができなかつたものと考えられる。

また、申立人が申立期間①の国民年金保険料を免除されたことを示す関連資料は無く、ほかに当該期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成3年4月から4年2月までの国民年金保険料について、免除されていたものと認められる。

兵庫厚生年金 事案 4655

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和20年9月1日、資格喪失日に係る記録を21年2月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を140円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）

基礎年金番号 :

生年月日 : 大正7年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和20年9月1日から21年2月21日まで

私の夫は、昭和19年5月21日から21年2月20日までA社C支店で勤務していたが、国の年金記録では、20年9月1日から21年2月21日までの厚生年金保険の加入記録が欠落しているので、記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社における勤務証明書、同社のグループ会社が作成した退職証明書及び同グループ会社が作成したと推認される履歴書から判断すると、申立人は、申立期間を含む昭和19年5月21日から21年2月20日までの期間について、A社C支店D課に勤務していたことが推認できる。

また、A社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、申立人は、昭和19年10月1日から申立期間直前の20年9月1日まで同社同支店において厚生年金保険の加入記録を有していることが確認できるところ、上記履歴書等の記載及び申立代理人の供述によると、申立人が同社同支店に勤務していた期間（19年5月21日から21年2月20日まで）は同一の勤務形態、業務内容であったと推認できる。

さらに、A社C支店に係る被保険者名簿によると、申立人の資格喪失日である昭和20年9月1日に当時の被保険者全員が一旦資格を喪失され、その後も

継続勤務した者は、同日付けで資格を再取得していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社C支店で継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店に係る昭和19年10月の保険出張所（当時）の記録から、140円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても保険出張所が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該保険出張所へ資格の喪失に係る届出は行われておらず、その結果、保険出張所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

兵庫厚生年金 事案 4656

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成11年10月1日から13年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を、11年10月から同年12月までは59万円、12年1月から同年9月までは53万円、同年10月から13年9月までは50万円に訂正する必要がある。

また、申立期間のうち、平成5年2月1日から8年10月1日までの期間、10年12月1日から11年3月1日までの期間及び16年1月1日から17年1月1日までの期間について、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を、5年2月から6年10月までは36万円、同年11月から7年2月までは32万円、同年3月は47万円、同年4月から同年12月までは56万円、8年1月から同年9月までは38万円、10年12月から11年2月までは53万円、16年1月から同年12月までは16万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和25年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和61年7月1日から平成9年7月1日まで
② 平成10年12月1日から17年6月21日まで

A社に勤務していた期間のうち、昭和61年7月1日から平成9年7月1日までの期間（申立期間①）及び10年12月1日から17年6月21日までの期間（申立期間②）の標準報酬月額が、実際に受け取っていた給与額より低いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②のうち、平成11年10月1日から13年10月1日までの期間に係る申立人の標準報酬月額について、オンライン記録によると、当初、11

年 10 月から同年 12 月までは 59 万円、12 年 1 月から同年 9 月までは 53 万円、同年 10 月から 13 年 9 月までは 50 万円と記録されていたところ、同年 7 月 16 日付けで、11 年 10 月 1 日に遡及して 15 万円に引き下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人以外の複数の被保険者が、申立人と同日付けで、平成 11 年 10 月 1 日に遡及して標準報酬月額が引き下げられていることが確認できる。

さらに、A 社に係る滞納処分票によると、遡及訂正処理が行われた平成 13 年 7 月当時、同社は厚生年金保険料を滞納し、事業主が社会保険事務所と保険料納付について協議を重ねていたことが確認できる。

加えて、申立人の供述及び A 社の複数の元従業員の証言から、申立人は社会保険事務には関与していないかったものと推認できる。

これらを総合的に判断すると、平成 13 年 7 月 16 日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から、11 年 10 月から同年 12 月までは 59 万円、12 年 1 月から同年 9 月までは 53 万円、同年 10 月から 13 年 9 月までは 50 万円に訂正することが必要と認められる。

2 ところで、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間①のうち、平成 5 年 2 月 1 日から 8 年 10 月 1 日までの期間及び申立期間②のうち、10 年 12 月 1 日から 11 年 3 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額について、オンライン記録によると、5 年 2 月 1 日及び同年 8 月 1 日付けで、A 社のほぼ全ての被保険者（申立人を含む。）が随時改定されていることが確認できる。

しかし、申立人に係る普通預金取引明細表によると、申立人は、上記随時改定の前後で給与手取額の減額は確認できない上、給与手取額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

また、申立人と同世代かつ業務内容の同質性が高く、申立人と同日の平成 5 年 2 月 1 日及び同年 8 月 1 日付けで随時改定された記録が確認できる元同僚から提出された給与明細書等によると、当該元同僚は、上記随時改定の前後で給与手取額及び厚生年金保険料控除額に変動は無かったと推認でき

る上、保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額を上回っていることが推認できる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、上記の元同僚から提出された給与明細書における厚生年金保険料控除額等から、平成5年2月から6年10月までは36万円、同年11月から7年2月までは32万円、同年3月は47万円、同年4月から同年12月までは56万円、8年1月から同年9月までは38万円、10年12月から11年2月までは53万円とすることが妥当である。

さらに、申立期間②のうち、平成16年1月1日から17年1月1日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社に係る16年分の給与所得の源泉徴収票に記載された社会保険料控除額等から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は不明としているが、上記の元同僚は、給与明細書等から推認される標準報酬月額が社会保険事務所で記録されている標準報酬月額と長期間にわたり一致していないことから、事業主は、申立人について、社会保険事務所の記録どおりの報酬月額を届け、その結果、社会保険事務所は、上述のとおり認定した申立人に係る標準報酬月額に相当する保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 一方、申立期間①のうち、平成8年10月1日から9年7月1日までの期間及び申立期間②のうち、11年3月1日から同年10月1日までの期間に係る標準報酬月額については、上記2の元同僚から提出された給与明細書における厚生年金保険料控除額等により推認される申立人の標準報酬月額が、オンライン記録上の標準報酬月額を下回る額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間②のうち、平成13年10月1日から16年1月1日までの期間及び17年1月1日から同年6月21日までの期間に係る標準報酬月額については、当該期間に係る申立人の給与所得の源泉徴収票から推認される報酬月額及び厚生年金保険料控除額のそれぞれに基づく標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額かこれを下回る額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

さらに、申立期間①のうち、昭和61年7月1日から平成5年2月1日までの期間について、申立人は、当時の給与明細書等を所持していない上、A社の元事業主は、「当時の関係資料が保存されていないため、申立人の当該期間における報酬月額及び厚生年金保険料控除額は不明である。」と回答している。

このほか、当該期間に係る標準報酬月額について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①のうち、昭和 61 年 7 月 1 日から平成 5 年 2 月 1 日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 3040（事案 2179 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 13 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 5 月まで

前回の申立内容のとおり、私は、申立期間当時、A 市で母親が経営する事業所で働いており、昭和 36 年 6 月頃、母親が国民年金に加入する際、私の国民年金の加入手続と一緒にしてくれた。申立期間の国民年金保険料については、母親が私の分も含め女性の集金人に月 100 円（計 200 円）を納付してくれていた。私は、この集金人が母親には二人分の領収書を発行し、市役所には母親の保険料のみを収納したことにして、私の保険料を着服していたのではないかと考えているので、再度、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

前回、申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は、昭和 38 年 6 月 8 日に任意で資格を取得していることが A 市の国民年金被保険者名簿により確認でき、申立人が所持している国民年金手帳の記載も同様となっていることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、申立期間の国民年金保険料は納付できなかったものと考えられること、ii) 申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたこと示す関連資料は無いことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 23 年 3 月 7 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、その母親が昭和 36 年 6 月頃、自身の国民年金の加入手続を行う際、申立人についても加入手続を行い、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料として納付してくれた保険料を、集金人が着服していたのではないかとして再申立てを行っている。

しかしながら、申立人は、その母親が自身と一緒に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれたとしているが、申立人の母親の国民年金被保険者資格取得日は昭和35年10月1日であるのに対し、申立人については、婚姻後の38年6月8日に任意被保険者資格を新規に取得していることが、申立人の所持している国民年金手帳からも確認でき、申立人の母親は、国民年金に未加入である申立期間の保険料を納付することができないことから、再申立内容は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料・事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるることはできない。

兵庫国民年金 事案 3041

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 10 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 31 年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 54 年 10 月から 56 年 3 月まで

私の伯父が A 県 B 市役所に勤務していたこと也有って、昭和 54 年頃、伯父から勧められて同役所で国民年金に加入して国民年金保険料を納付し、同年 11 月に婚姻して同県 C 市内に転居後についても、義理の姉から 1 か月も欠けることなく納付した方が良いと言われたので、間違ひなく納付しているはずだ。

また、ねんきん定期便の昭和 54 年度欄には保険料が 6 か月納付となっているが、納付月について問い合わせたところ、不明であると言われたことからも明らかなように、申立期間についてもミスがあると思っているので、調査してほしい。

なお、私の氏名は「D」(旧姓)、「E」であるので、氏名のミスについても調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 54 年頃、申立人の伯父から勧められて B 市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を全て納付したはずであると主張している。

しかしながら、申立期間のうち、昭和 54 年 10 月について、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、同年 9 月に B 市において婚姻前の氏名で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人に係る同市の国民年金被保険者名簿では厚生年金保険被保険者資格を喪失した同年 3 月 31 日に国民年金の強制被保険者として資格を取得し、同年 3 月の保険料については、同年 12 月 31 日に申立人の母親と共に過年度納付されており、同年 4 月から 9 月までの保険料についても、同市の「昭和

54 年度国民年金保険料収納・収滞納一覧表」によると、上記と同日に一括納付されていることが確認できるものの、当該期間について、保険料の納付は確認できず、当時の国民年金被保険者台帳（特殊台帳）の記録とも一致する。

また、申立期間のうち、昭和 54 年 11 月から 56 年 3 月までについて、申立人の婚姻後の住所地である C 市の国民年金被保険者台帳の昭和 55 年度の「納付書発行日」欄に、申立人に対し、昭和 57 年 12 月 7 日付けで 55 年 4 月から 56 年 3 月までの過年度納付書が発行された記載が確認できるものの、当該期間に係る国民年金保険料の納付記録は見当たらず、当時の国民年金被保険者台帳（特殊台帳）の記録とも一致する上、同台帳の備考欄には、「過年度納付しない。」と記載されていることが確認できる。

さらに、申立人の氏名を婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したこと示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 3042

第1 委員会の結論

申立人の平成6年5月から同年7月までの期間及び7年12月から8年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和17年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成6年5月から同年7月まで

② 平成7年12月から8年2月まで

私の国民年金については、夫がA町役場で昭和49年6月頃、国民年金の加入手続を行い、申立期間①及び②の国民年金保険料は、平成7年12月に会社を退職後、納付書が送付されてきたので内職の収入により、2、3回に分けて同市役所の窓口で納付した。申立期間①及び②は、国民年金の第3号被保険者期間とされているので、納付した保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料については、平成7年12月に会社を退職後、2、3回に分けてA町役場で納付したと主張している。

しかしながら、申立期間①及び②について、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年6月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できるものの、A町の国民年金被保険者名簿により、申立期間は、当時、国民年金の未加入期間であることが確認できることから、申立人は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立期間①及び②に係る申立人の国民年金被保険者資格は、平成8年8月から同年10月までと一緒に、厚生年金保険被保険者資格の得喪日に合わせて23年10月18日に追加入力され、同日付けで第3号被保険者期間となつたものであることがオンライン記録により確認できる。

さらに、申立人の氏名を複数の読み方で検索したが、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間

①及び②の国民年金保険料を納付したことを見示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 3043

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めるることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 26 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 58 年 8 月頃、知人に国民年金の免除について教えてもらい、その後、毎年、A 市役所本庁又は同市 B 支所の窓口で、夫婦共に免除申請をしていたのに、妻と異なった記録となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、その妻と共に A 市役所本庁又は同市 B 支所の窓口で、国民年金保険料の免除申請を行っていたと主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人の妻については、申立期間に係る昭和 60 年度の国民年金保険料の申請免除について、昭和 60 年 7 月 31 日付けで免除申請を受け付け、承認されていることが確認できるが、申立人については、免除申請の記録が見当たらず、これは A 市の国民年金収滞納一覧表において、申請免除が承認された記載が無いことと一致する上、同市の国民年金被保険者名簿には、「申免却下 60. 9」と記載されており、申立人は、当該年度の免除申請を行ったものの、却下されたものと推認される。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 3044

第1 委員会の結論

申立人の平成2年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和43年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年3月

私は、会社を退職する際、総務の担当者から国民年金の加入手続をするよう指示を受けていたので、いつ、どこで、どのように手続を行ったのか覚えていないが、申立期間に係る国民年金の手続は行った。保険料を納付したはずであるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したはずであると主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、平成8年10月に払い出されたことが確認でき、この頃に申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推認され、当該加入手続時点において、申立期間は既に時効により保険料を納付することができない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するためには、平成2年3月頃に国民年金の加入手続を行い、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、申立人の氏名についてA県内で検索を行うも、上記とは別の同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、オンライン記録によると、申立期間に係る国民年金被保険者資格の記録が追加されたのは、8年10月14日であることが確認できることから、当該時点まで、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、当該期間に係る保険料の納付書が発行されず、申立人は、申立期間の保険料を納付できなかつたものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたこ

とをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 3045

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から42年5月までの期間及び同年6月から46年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和12年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和38年4月から42年5月まで
② 昭和42年6月から46年3月まで

国民年金制度が開始された昭和36年4月から、母が国民年金保険料を納付してくれていた。同年6月に両親がA県B市からC県D市に転居した際、それ以後の保険料もB市で納付できるように、母が手続を行ったと聞いている。その後、E市に転居してからも、私が母が、定期的にまとまった金額をB市又はF社会保険出張所（当時）に現金書留で送っていたことを覚えていいるのに、申立期間が未納とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人及びその母親がB市又はF社会保険出張所へ現金書留で郵送し、納付していたと主張している。

しかしながら、申立期間①について、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和36年3月にB市で払い出されており、申立人の両親は、同年6月にB市からD市へ転居したとしているところ、同市において申立人の国民年金被保険者名簿が作成され、当該名簿において、昭和36年度及び37年度は「納付済」と押印されているものの、38年度及び39年度の欄には「時効消滅」と押印されている上、40年度以降は保険料の未納を示す空欄であり、昭和42年12月25日付けで不在被保険者とされていることが確認できる。

また、申立期間①について、戸籍の附票によると、申立人は、昭和38年8月にE市、40年3月にG市に転居していることが確認できるところ、E市及びG市における申立人の国民年金被保険者名簿は確認できず、申立人は、住所

変更に伴う国民年金の住所変更手続を適正に行っていなかったものと推認される。

さらに、申立期間②について、戸籍の附票によると、申立人は昭和43年1月にH市に転居していることが確認できるものの、同市の国民年金被保険者名簿によると、46年11月20日に同市への住所変更届を行ったことが確認でき、同市の名簿では、申立期間の国民年金保険料が納付された記録は見当たらない。

加えて、申立人及びその母親が申立期間①及び②の国民年金保険料を現金書留によりB市又はF社会保険出張所に納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 3046

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めるることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和22年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年10月から44年3月まで

亡くなった母親が私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を遡って納付してくれたことを話していたので、申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

なお、私の国民年金手帳が昭和44年11月7日に発行されているので、母親はその際に申立期間の国民年金保険料を集金人に納付したと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金手帳が発行された際に亡くなった申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を集金人に納付してくれたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和44年12月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人の所持する国民年金手帳が同年11月7日付けで発行されていることから、同年11月に申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推認でき、この加入手続時点において、申立期間の保険料は過年度保険料となり、集金人に対し国庫金である申立期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人に係る当時の国民年金被保険者台帳（特殊台帳）において、申立期間は未納とされていることが確認でき、オンライン記録とも一致する。

なお、申立人については、上記の加入手続時点で現年度納付が可能な昭和44年4月から同年9月までの国民年金保険料を45年2月13日に、44年10月から45年3月までの保険料を同年4月17日にそれぞれ遡って納付していることが、申立人が所持する国民年金手帳の「昭和44年度国民年金印紙検認記録」欄において確認できる。

さらに、申立人の氏名を複数の読み方で検索したが、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 4657

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めるることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 11 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 49 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

A 事業所に勤務した期間の年金記録が空白である。申立期間が国民年金の記録と重複しているが、実家の父が国民年金保険料を納付していたことに気付かなかったためである。給与明細書を自身で書き写した当時のメモを提出するので調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A 事業所の給与明細書を書き写したメモにおいて、厚生年金保険料が控除されている。」と主張している。

しかしながら、当該メモの記載内容について、i) 所得税の控除の記載は無いところ、元事業主及び複数の元従業員は、「給与から所得税が毎月控除されていた。」と証言していること、ii) 申立期間前に勤務していた事業所と、その当時の申立人の居住地との距離が約 8 キロメートルでその通勤手当が 3,000 円であったところ、申立事業所から申立人の下宿先である元事業主の実家までの通勤距離は約 2 キロメートルであるにもかかわらず、各月において 4,200 円の通勤手当の記載があること、iii) 申立人と同様に B 資格を所持していた元事業主及び元従業員の標準報酬月額と比べ、申立人の各月の給与支給総額が高額であること等から、当該記載内容は、申立期間における申立事業所のものであるとまではいえない。

また、A 事業所の元事業主は、「申立人を、期間は特定できないものの短期間雇用した記憶はあるが、申立期間当時の資料は保存しておらず確認できない。また、申立人を社会保険に加入させた記憶は無く、保険料を控除して納付していないということは無い。」と回答している。

さらに、A 事業所に係る健康保険記号番号順索引簿によると、申立期間にお

いて整理番号に欠番は見当たらない上、昭和48年9月1日から、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった49年9月25日までに当該事業所において同保険の被保険者資格を取得した者は確認できない。

加えて、申立期間のうち、昭和49年9月25日から同年10月1日までの期間については、申立事業所が適用事業所ではなかった期間である上、申立人は「退職時には社長と申立人と他の一人の男子従業員の3人だけだった。」と供述し、申立期間当時の元事業主も、「前社長から事業を引き継いだ後は、従業員数は多い時で4人だったと記憶している。」と回答していることから、当該期間は厚生年金保険法の規定による強制適用事業所の要件を満たしていなかった期間であったことが考えられる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 4658（事案 296、2479 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間③について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 26 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和 61 年 3 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
② 昭和 61 年 10 月 1 日から 63 年 3 月 31 日まで
③ 昭和 63 年 3 月 31 日から同年 7 月 28 日まで

申立期間①及び②について、私は、A 社を退職した約半年後の昭和 61 年に B 社（現在は、C 社）に入社した。入社当時、花粉症に悩まされていたので 3 月頃であると思われる。その後、私は、同社に 2 年数か月間勤務した。私の年金手帳では、氏名のフリガナが「D」のところ、「E」となっており、生年月日のうち、生まれ年が昭和 26 年のところ、28 年となっている。調査の上、年金記録の訂正を願いたい。

申立期間③について、私の B 社に係る標準報酬月額の記録は低すぎる。調査の上、年金記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②に係る申立てについて、申立人は、当初の申立てにおいて申立期間を昭和 63 年 7 月 29 日から平成元年 11 月 30 日までとしていたが、
i) 申立人の B 社に係る雇用保険被保険者記録は、厚生年金保険被保険者記録とおおむね一致すること、ii) 当該申立期間のうち、申立人の昭和 63 年 10 月 8 日から平成元年 3 月 23 日までは、別会社における雇用保険被保険者記録が確認できること等から、当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正のあっせんは行わないとの判断を行った旨、20 年 12 月 17 日付けで通知が行われている。

また、その後申立人は、新たな資料等を提出することなく、申立期間を昭和61年10月1日から63年3月31日までと変更し、再度、申立てを行ったところであるが、iii) B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、当該申立期間に厚生年金保険被保険者の資格を有し、所在が確認できた元同僚二人に申立人の勤務実態について追加照会を行い、そのうち一人から回答（前回分を合わせると3人から回答）を得たものの、申立人の当該申立期間における勤務実態及び厚生年金保険に加入していたことを裏付ける証言や証拠は得られないこと、iv) C社は、「申立人については、当時の資料の保管は無く、不明である。」と回答しており、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できること等から、当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正のあっせんは行わないとの判断を行った旨、平成22年12月20日付けで通知が行われている。

申立人は、今回新たに、「私は、A社を退職した約半年後の昭和61年にB社に入社した。入社当時、花粉症に悩まされていたので3月頃であると思われる。その後、私は、同社に2年数か月間勤務した。」と申立期間を追加し、再度、申立てを行っているが、これは、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

また、申立人は、「私の年金手帳を提出する。氏名のフリガナが『D』のところ、『E』となっており、生年月日のうち、生まれ年が昭和26年のところ、28年となっている。」と主張している。

しかしながら、申立人が所持する厚生年金保険被保険者記号番号に係る年金手帳において「初めて上記被保険者となった日」欄には「昭和63年3月31日」、「変更後の氏名」の変更年月日欄には「平成8年6月13日」と記載されていることが確認できるところ、オンライン記録によると、申立人は、昭和63年3月31日にB社において上記被保険者記号番号で同資格を取得し、同記号番号における同年同月同日から同年7月28日までの被保険者記録は、平成8年6月13日に申立人の別の被保険者記号番号（後の基礎年金番号）に統合され、同時に、氏名変更（フリガナ変更）がなされており、当該年金手帳の記載と一致していることが確認できる。

これらのことから、当該主張をもって、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情があったとは認められない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めるることはできない。

2 申立期間③について、申立人は、「私のB社における標準報酬月額の記録は低すぎる。」と主張している。

しかしながら、C社は、「申立人に係る資料の保管は無く、不明である。」

と回答しており、申立人の申立期間③に係る給与総額及び厚生年金保険料の控除額について確認できない。

また、オンライン記録により、申立期間③にB社に係る厚生年金保険被保険者資格を有する元従業員9人の標準報酬月額を確認したが、そのうち申立人を含む6人の標準報酬月額については同額で記録されており、申立人のみが著しく低額であるとはいえない上、標準報酬月額が遡及して引き下げられているなどの不自然な点も見当たらない。

さらに、申立人は、「申立期間③における厚生年金保険料の控除額は、9,500円であった。」と供述しているところ、当該控除額は、申立人の申立期間③におけるオンライン記録で確認できる標準報酬月額に相当する控除額である。

このほか、申立人に係る申立期間③当時の給与支給額や保険料控除額を確認できる資料は無く、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間③について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めるることはできない。